

四日市市告示第 276 号

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 4 月 27 日

四日市市長 森 智 広

四日市市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市低入札価格調査実施要綱（平成 20 年四日市市告示第 362 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(調査基準価格)</p> <p>第 3 条 低入札価格調査を適用する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表 1 に掲載した調査基準価格の算定額（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その算定額が予定価格の <u>10 分の 9.2</u> を超える場合は <u>10 分の 9.2</u>（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、10 分の 7.5 に満たない場合は 10 分の 7.5（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）とする。</p> <p>(失格基準価格)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 失格基準価格は別表 3 に掲載した失格基準価格の算定額（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第 3 条 低入札価格調査を適用する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別表 1 に掲載した調査基準価格の算定額（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その算定額が予定価格の <u>10 分の 9</u> を超える場合は <u>10 分の 9</u>（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、10 分の 7.5 に満たない場合は 10 分の 7.5（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）とする。</p> <p>(失格基準価格)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 失格基準価格は別表 3 に掲載した失格基準価格の算定額（その額に 1 万円未満の端数を生じた場合は、その端数</p>

を切り捨てた額)とする。ただし、その算定額が予定価格の10分の8.7を超える場合は10分の8.7(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額)とする。

を切り捨てた額)とする。ただし、その算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合は10分の8.5(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額)とする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(総務部調達契約課)